

第4回太陽発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議

【日時】

令和8年3月30日（月曜日）18時00分から20時00分

【会場】

網走市役所本庁舎5階 議場

【参加者】

○委員

太田 雅幸（会長）	太田雅幸法律事務所 弁護士
笹木 潤（副会長）	東京農業大学生物産業学部 教授
中山 寿一	網走商工会議所 副会頭
田口 徹	網走市観光協会 専務理事
黒田 幸市	網走市町内会連合会 会長
奥泉 利明	西網走行政連絡協議会 会長
木村 朱美	一般公募委員
名古屋 美津重	一般公募委員

○アドバイザー

伊藤 嘉高	公益財団北海道産業資源循環協会 副会長
石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 教授
高橋 寿一	専修大学大学院法学研究科 教授

○オブザーバー

疋田 賢哉	オホーツク総合振興局環境生活課地域環境係 係長
-------	-------------------------

○事務局

田邊 雄三	市民環境部長
寺口 貴広	市民環境部次長
八百坂 則勝	同 生活環境課 参事
倉橋 樹	同 生活環境課環境対策係 主事
福田 悠介	同 生活環境課環境対策係 主事

（関係職員）

立花 学	建設港湾部長
村上 雅彦	同 都市整備課長
北村 幸彦	観光商工部長
中村 幸平	同 商工労働課長
井上 博登	同 観光課長

1. 開会

2. 議題

(1) 網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関するガイドライン（案）について
事務局より説明 別紙資料 参照

■ 質疑応答

● 会長

ただいまの説明を踏まえ、全体構成が合っているかどうかも含め、実効性等についてご意見をいただきたいと思います。

● 会長

まず、第2条第2項（1）のただし書きはこれまでに例を見ない書きぶりかと思うのですが、このような規定で何を適用除外しようとしているのでしょうか。

● 事務局

こちらについては、10kW以上と想定される大きな太陽光パネルを設置している農家宅地を想定しております。趣旨としましては、郊外の農家など、電力を自家消費している家庭で、大きなパネルを屋根に設置すると建物を傷めてしまう恐れがあるなど、地面に設置せざるを得ない事情等に配慮するためです。

● 会長

分かりました。条文を見ると、第2条第2項（1）には「日常生活及び当該世帯の居宅に付属する建物で営まれる生業に必要な電力の消費」とありますが、「生業」とは具体的にどのようなものをイメージしていますか。

● 事務局

「生業」は、比較的小規模な電気を使用する保管庫、もしくは加工場、あと家族経営の小規模な木工場を想定しています。

● 会長

他に定義規定についてご意見ある方は挙手をいただければと思いますが、どうでしょうか。

○アドバイザー

先ほど事務局からは、「郊外の農家宅地などの自家消費を想定している」とのお話がありましたが、昨今の電力の高騰やSDGsへの関心の高まりを受け、今後は企業が自社利用のために小規模なパネルを設置するケースも増えてくると思われまます。こうした企業側の自家消費については、住民説明などの手続きを求めていくのでしょうか。今の書きぶりですと、対象が「個人の居宅」に限定されているようにも感じますので、「居宅」と「企業」の線引きや、どこまでを適用の対象とするのか整理が必要だと感じました。

● 事務局

企業が設置するケースについての整理はできておりませんでした。第2条第2項（1）の規定には「専ら」という記載がありますので、現時点での認識としては、企業であっても「完全に自社での自家消費のみに使い、売電等による収入を得ていない」のであれば、基本的には個人の居宅と同じ扱い（適用除外）としてよいのではないかと考えております。

この線引きについては、まだ事務局内でも未整理な部分がございますので、この考

え方で進めてよいか、検討会議の委員の皆様からもご意見をいただけないでしょうか。

●会長

この条文の意図するところは、世帯の日常生活と、ほんの小規模な生業用の電力消費ということで、おそらく10kW以上であるけれど、ごく小規模のものであればというイメージと見受けられます。従って、20kWや30kWといったレベルに達するような規模の、事業用の電力を賄うための野立てのパネルについては、住民説明会も含めて規制がかかると意図しておられるかと思いますが、いかがですか。

●事務局

はい。その認識でよろしいです。

●会長

適用除外とするイメージは、あくまで「家庭の日常生活」や「ごく小規模な生業（農家など）」のための自家消費に限り、規模としては10kW以上であっても、それを少し超える程度の小規模なものを想定しているという認識でよろしいか。

●事務局

はい、おっしゃる通りです。

●会長

アドバイザーはどうでしょうか。

○アドバイザー

市の基本的な考えについては理解しました。ただ1点、農家さんや小規模な会社でも、「電気代を少しでも節約したい」と考える方は増えているので、例えば、「建物の屋根には乗せられないが、駐車場が広いからそこにパネルを設置しよう」といったケースも考えられます。その程度の案件であれば、適用除外にしてあげても良いのではないかと考えていますが、そうした実態も踏まえて検討していただければと思います。

○委員

農家が自家消費だけでなく、「余った電力を売電したい」と考え、20kWや30kWといった大きめのパネルを設置するケースも考えられますが、そうした「自家消費＋売電」のケースまで、一律に10kW基準で厳しく縛ってしまう（適用除外から外してしまう）のか。

●事務局

内部で再検討はするものの、基本的には売電を行う場合は、適用除外の対象外としたい（明確に線を引きたい）。

●会長

一般家庭の電力を賄うには本来5～6kW程度で十分であり、基準である10kWはバッファ（余裕）を含んだ妥当な上限値と認識しております。もし20～30kW規模で売電まで行う設備を除外してしまうと、「一般家庭の延長線だから手続きを免除する」という行政側の説明（理由付け）が破綻してしまうように感じます。国が定める電気事業法等の区分においても、「10kW」は規制のレベルが変わる（厳しくなる）重要な境界線となっていますので、このガイドラインとしても、10kWを超えるものには所定の手続きを求めるということが相応しいと、市としては

お考えになったのかなと思います。

●会長

続いて、第3条の市との情報共有等について、かなり抽象的な規定でございますが、これについてご意見のある方おられますか。

○アドバイザー

「共有」というのはどういう意味ですか。口頭で良いのか、書面が必要なのか具体的な手続きが見えないと感じました。ガイドライン全体を通して、「書面提出」や「報告」の要否が曖昧な部分があるように見えます。市は事業者との実際の運用手続きをきちんと整理できているんでしょうか。

●事務局

手続きに関して、全体的な整理がしきれていない部分があります。

●会長

法的拘束力のある「条例」であれば「何日以内に」「書面で」等と厳格に規定する必要がありますが、本件はあくまで行政指導の範疇である「ガイドライン」であるため、ある程度抽象的な表現にならざるを得ないと考えています。第3条は手続きの細部を定めるものではなく、全体のベースとなる「総括的な協力関係・情報共有の原則」を定めたものでありますので、どうしても必要な具体的な措置については、後段の条文で個別に規定していくという構造であるとお見受けしておりました。

○アドバイザー

あくまでガイドラインの前提となる「精神規定」であると認識しました。

●会長

他にこの第3条についてよろしいですか。

○委員

他の街で、太陽光パネルが故障したまま放置され、しかも、設置事業者が誰か分からないという事態が起きているというあるという話を聞いたことがあります。放置による景観悪化を防ぐためにも、今回のガイドラインを通じて誰のパネルか分からないという事態を防ぎ、市がしっかり把握できる仕組みにはなっているんでしょうか。

●会長

この点は第7条第3項、第4項に記載があり、事業者の名称等の表示や事業譲渡等により事業主体が変更した場合の届出が規定されています。さらに第10条では、廃棄措置について規定しております。これも行政指導であるので一定の限界はあるけれども、市としてはこういう形で網をかけているということになります。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

続いて、第4条のゾーニング的な規定についてご意見あればお願いいたします。

○アドバイザー

事業者の多くは複雑な法令をすべて把握しているわけではないため、事業者が独自に判断して進める前に、市に相談して、設置を避ける区域なのかどうかを確認する必要があるんじゃないかと思います。

●事務局

ご指摘の通りかと思います。第3条の「市との情報共有等」の中でも事前報告については謳っておりますが、不明点があれば必ず事前に市へ相談していただくよう、ガイドライン上に追記することを検討いたします。

●会長

文章だけのガイドラインではなかなか実効性が薄いように感じます。誰もが法律に詳しいわけではないので、例えばガイドラインとセットで「危険エリアマップ」のような視覚的な資料を周知するというのはいかがでしょうか。事業者が一目で「ここは設置が難しいエリアだ」と直感的に分かる仕組みがあると良いと思いました。

●事務局

はい、そちらもぜひ検討したいと思います。現在、市としてもGIS（地理情報システム）を活用して、法令に基づく規制区域を地図上で視覚的にお示しできる仕組みを検討しているところです。

●会長

本日配布されている地図（[参考資料](#)）は、皆さんにも共有されているんですかね。

●事務局

お配りしております。緑で区域しているところが国定公園と呼ばれているところがございます。外延の青い部分が国定公園区域から300mの範囲を謳っているもので、外延から300mの範囲についても市としては規制したいと考えているところがございます。

●会長

「国定公園＋外延300m」を規制したいということですね。先ほどの石井アドバイザーのご意見にもありましたが、法律に詳しくない事業者や市民にとって、こうした図表で視覚化されていると非常に分かりやすいです。このマップを用いた広報活動もぜひ検討してみてください。

●事務局

検討させていただきます。

○アドバイザー

質問が2点あります。1点目は、第4条の防災分類（3）について、土砂災害防止法に関する記載のズレです。案には「土砂災害警戒区域」とありつつ、該当法令が「第9条」となっています。法律上、「第9条」はより厳しい「特別警戒区域」を指し、「警戒区域」であれば第7条になります。市としてどちらの区域を対象にしたいのか、条文番号と名称の整合性を確認してください。

2点目は、「自然公園法の普通地域」の範囲についてです。市は国定公園の周囲300mを対象としていますが、自然公園法の「普通地域」はこの300mの中に全て収まっているのでしょうか。

釧路湿原では、規制の緩い「普通地域」が狙われ、届出のみで太陽光パネルの乱開発が進んでしまった事例があります。もし網走市の「普通地域」が300mの外にも広がっているのであれば、そこが開発の抜け穴になってしまうため、何らかの追加対応が必要かと考えます。

●会長

事務局、いかがでしょうか。まず1点目の土砂災害については、市の意図としては「特別警戒区域」を指しているということでしょうか。であれば、条文の名称に「特別」という言葉を加えれば、第9条と整合が取れますが。

●事務局

よろしいです。

●会長

続いて2点目の「普通地域」が含まれるのかという点です。今の条文案ですと、「特別地域（第1種・2種・3種）」の外延からプラス300mという書き方になっていますが、地図上の緑のエリアには「普通地域」も入っているということですか。

●事務局

地図上の緑のゾーンには「普通地域」も全て含まれております。そこから外延300mという認識になります。

●会長

そうすると、市の本来の考え方としては「特別地域だけでなく普通地域も含めた上で、さらにそこから300m延長する」ということですね。現在の案には普通地域が抜けてしまっているので、文言の修正が必要になりますね。

●事務局

おっしゃる通りです。対象として「普通地域」を追記するよう修正させていただきます。

○アドバイザー

規制の緩い「普通地域」を対象に含めておかないと乱開発の心配がありましたので、条文を修正して対象に含めていただけるのであれば、問題ないかと思います。

●市

先ほどの土砂災害区域の件ですが、先ほどの流れですと、より危険度の高い「特別警戒区域（レッドゾーン）」のみを対象とする整理になっていました。しかし、安全面を考えるならば、いわゆる「イエローゾーン」と呼ばれる通常の「土砂災害警戒区域」についても、設置を避けるべき区域としてガイドラインに含めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

●会長

アドバイザー、この点についていかがでしょうか。

○アドバイザー

私もできれば含めた方が良く考えています。他自治体の条例を見ると、レッドゾーンだけを対象とする自治体と、イエローゾーンも両方含める自治体に分かれますが、安全性を重視するなら立花部長のおっしゃる通り、イエローゾーンも含

めた方が確実です。

○委員

少しお聞きしたいのですが、この土砂災害の区域についても、先ほどの国定公園のように周囲にさらにバッファを設定する必要があるのでしょうか。また、区域を広げすぎることによって所有権を制限しすぎることにはなったりするのでしょうか。

○アドバイザー

土砂災害のイエローゾーンというのは一般的にかなり広く指定されています。法的には家を建てることも可能な「注意喚起」のエリアですが、実際に災害が起きている場所の多くはこのイエローゾーンです。

つまり、イエローゾーン自体が「普通よりリスクが高い場所」であり、ある意味でバッファのような役割を果たしています。ですので、そこにわざわざ太陽光パネルを置くのは避けた方が良いでしょう。先ほどの国定公園のバッファについては、「景観や環境を守るため」でしたが、こちらの区域指定は純粹に「災害から安全を守るため」という違いがあるかと思います。

●会長

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は住宅を建てることも可能だということだとすると、少し法的な「バランス」が気になります。国定公園のような厳格に保護された場所ならともかく、住宅が建てられるほど規制が緩い場所で、あえて「太陽光パネルだけは避けてくれ」と求めるのは少し違和感を感じます。そう考えると、やはり対象は危険度の高い特別警戒区域（レッドゾーン）だけに限定しても良いようにも思えます。

○委員

確認ですが、そもそもイエローゾーンにパネルを設置すること自体が、地盤をいじることで災害の危険性を高めてしまうから規制したい、という意図もあるのでしょうか。

●市

実務的な補足をします。まず、イエローゾーンに建物を建てることは確かに可能ですが、無条件ではありません。擁壁を作るなどの課題をクリアし、北海道へ申請して初めて許可が下りるものです。

また、区域の構造として、広範囲な土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のさらに内側に、より危険な特別警戒区域（レッドゾーン）が存在しています。

もしガイドラインの対象を「特別警戒区域のみ」に限定してしまうと、その外側に広がるイエローゾーンがすべて対象から外れてしまいます。「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」という位置付けにしておけば、その中に含まれるレッドゾーンも自動的に対象に含まれると解釈できますので、両方をカバーできる表現にしておくのが適切だと考えております。

●会長

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）においても一定の行為規制がされていて、何らかの開発行為をするとするとそれは行政庁の許可の手続きが必要ということですね。

●市

建物についてはその通りです。しかし、太陽光パネルは法律上「建築物」ではなく

「工作物」という扱いになります。そのため、現状の法律のままでは、イエローゾーンであっても無許可で太陽光パネルが建てられてしまいます。これを防ぐためにも、このガイドラインの規制対象にイエローゾーンを含めるべきだと考えています。

●会長

ガイドラインには土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）の両方を明記して規制をかける方向が良いですね。

○アドバイザー

やはり両方並べておいた方がいいかなと思います。

●会長

ありがとうございます。委員何かございますか。

○委員

まだ少し考えがまとまりません。市内のどこに、どれくらいの範囲でその危険区域が分布しているのかを把握できていないため、規制をかける範囲として妥当かどうかの実感が湧きません。今日ですべて決定してしまうのでしょうか。

●会長

最終決定というわけではありませんが、大枠の方向性は今日固めたいと考えています。区域の分布については、市の担当部局から実際のマップを画面に映してご説明いただけますか。

●事務局

こちらが市内の土砂災害警戒区域のマップです。（※画面操作）
ご覧の通り、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）は、主に市街地に近い崖地や、台地を取り囲むような急勾配のエリアに広く指定されております。平坦な場所にはあまり指定がありません。全体のイメージとしてはこのような形になります。

○委員

1点確認なのですが、これはあくまでガイドラインでの「避けてください」というお願いですよね。ということは、法的に絶対に建てられないわけではなく、やむを得ない事情があれば相談の上で建てられる余地は残されている、という理解でよろしいですか。

●会長

おっしゃる通りです。これが条例であれば法律以上の厳しい上乗せ規制をかけることも可能ですが、今回はガイドラインの枠組みですので、あくまでお願いベースとなります。

●市

先ほどの私の説明に一部誤りがありましたので訂正させてください。先ほど土砂災害警戒区域（イエローゾーン）でも「擁壁などを作る必要がある」と申しましたが、擁壁などの厳しい建築制限がかかるのは特別警戒区域（レッドゾーン）のみでした。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土地の売買時に重要事項説明が必要になるものの、擁壁建設などの義務はありません。

●会長

権利移動する時の重要事項説明はかかるけれども、建物を造る時に許可等必要ないし擁壁を設置する必要がないという風にお聞きしてよろしいですか。

●市

その通りです。ただし、家屋であれば建築確認申請の手続きの中でチェックが入ります。しかし、先ほど申し上げた通り、太陽光パネルは建築物ではないため、何の網もかからずに建てられてしまう状態です。

●会長

分かりました。アドバイザー、もう1回お考えを教えてくださいませんか。

○アドバイザー

やはり安全第一で考えるべきです。毎年日本で起きている大雨・土砂災害の大部分は、実はこの「イエローゾーン」で発生しています。斜面であったり地盤が弱かったりするからこそ指定されているわけですから、立花部長がおっしゃる通り、パネルの設置は避けるべき区域に含めるのが妥当だと思います。

●市

行政の立場からも補足しますと、イエローゾーンに指定されているということは、他の土地に比べて「脆弱な土地である」という結果に他なりません。また、イエローゾーンでは万が一に備えて避難体制の整備をすることが謳われています。それほど大きな雨が降った際に影響を受けやすい区域である、という解釈になります。

●会長

これまでの議論を総括しますと、特別警戒区域（レッドゾーン）だけでなく警戒区域（イエローゾーン）も含めてしっかりと網をかけ、設置を避けていただく方向で進めるのが最も安全かつ妥当、という結論になりますね。

●会長

続いて、第5条の立地及び設計段階における注意事項について、ご意見のある方お願いします。

○委員

第5条の1項の「予測」というのは誰が予測するという風に想定されていますか。

●事務局

事業者において予測するということを想定しております。

●会長

これはあくまでも事業者に対して「自ら合理的な判断を行い、必要に応じて自主的に対策を講じなさい」と促すための指針だという整理になります。

●事務局

今回のガイドライン全体の考え方についてご説明します。市としては、最終的には法的拘束力のある「条例」での規制を目指しております。しかし、その前段階として、まずは網走市として太陽光パネルの設置についてどう考えているのかという意思表示を行う必要があります。ガイドラインという形で市のスタンスを示すこと

で、事業者への牽制や配慮を促す第一歩にしたいと考えております。委員の皆様には、そうした趣旨をご理解いただいた上で、「ここが懸念されるのではないか」といった視点でご意見をいただければ幸いです。

●会長

何か他にご意見あるいはこういう条項も付け加えてはどうかというものも含めてご提案ございますでしょうか。

○アドバイザー

2点お聞きします。1点目は第4項の「展望場所（景観）」に関する規定です。現在の案には「設置予定場所が展望場所から顕著に視認することができることとなる場合には、市役所に相談してください」とあります。

しかし、地元の人にとって重要な「展望場所」がどこなのか、外部の事業者には分かりません。この書き方ですと、事業者が勝手に「ここは展望場所から見えないから大丈夫だろう」と自己判断し、相談なしに進めてしまう恐れがあります。

ですので、「顕著に視認することができるかどうか、企画立案の段階で市役所に相談してください」という文章に修正すべきではないでしょうか。

2点目は簡単です。フォトモンタージュ等の想定資料というものを事業者が作ると思うんですけども、これは何か住民説明会だとか市に共有されるものなのかということの記載がないんですけども、それはもう言わずもがなで記載はないという認識なのではないでしょうか。

●会長

まず1点目について、事務局としてはどうでしょうか。

●事務局

ご指摘の趣旨に沿って文言の修正をさせていただきます。

●会長

2点目のご質問については、第8条の第3項の第5号（住民説明会）の規程で、「良好な景観の形成」としてリンク付けされており、住民説明会の中で提示・説明されるという整理になるかと思えます。

○アドバイザー

そこに含まれているということであれば問題ないです。

●会長

もう1点、第5条(5)の規定については出力〇〇kW以上のものとしますという記載がありますが、これは事務局で何か素案があるんでしょうか。

●事務局

国のガイドラインにおいて、景観への配慮の度合いを分ける重要な境界線として「50kW」が謳われておりますので、市としてもそれに準じて「50kW以上」で裾切りをしたいと考えております。

●会長

なるほど。確かに10kW（約100平方メートル）程度の小規模なものからすべてに景観配慮の手続きを求めてしまうと、事務負担が膨大になり行政としても対応しきれなくなりますからね。50kWで切るというのは妥当かもしれません。ちなみ

に、50kWという面積はどれくらいになりますか？

●事務局

10kWで約100平方メートルですので、50kWだとその5倍の約500平方メートルになります。縦横の寸法で言いますと、22m×22mよりも一回り大きいくらい、おおよそ25m四方程度のイメージになるかと思います。

○委員

先ほど第2条の議論で、「農家さんが自家消費のために野立てするパネルなどは適用除外にする」というお話がありました。そういった除外対象のパネルについては、今回の「景観への配慮」の規定も適用されないのでしょうか？

●事務局

おっしゃる通りです。適用除外として想定しているのは、あくまで農家さんの敷地内（農家宅地など）の、家屋のすぐ近くに設置される生活用のパネルです。そのため、広大な風景や展望場所からの見え方を問題とする今回の景観配慮の規定とは切り離して（適用外として）考えております。

●会長

続いて、第6条の「安全性の確保」ですが、これは「電気事業法などの法令にきちんと適合していることを、市に対して証明してください」という実態的な規定と認識してよいですか。

●事務局

そういう認識で考えております。

●会長

続いて、第7条の「運用維持管理における事項」について、ご意見等ございますでしょうか。

○委員

第7条に「予期しなかった問題や災害が起きた場合、直ちに適切な対策を行う」とありますが、この「直ちに」というのは具体的にどれくらいの期間を指しているのでしょうか

●事務局

具体的な日数を定めているわけではなく、「なるべく早く」という意味合いで記載しております。

●会長

法令用語の解説を補足しますと、「直ちに」というのは「一刻の猶予もなく、迅速に」という意味合いになります。

○委員

ガイドライン全体に関わる質問をさせていただきます。もし事業を進める中で危険な事態が起きた時、このガイドラインでは「誰の権限で事業を止めることができるのか」という責任の所在が少し抽象的だと感じます。

また、田舎特有の事情で、周辺に家がない場合など、規制の網から漏れてしまうケースもあるはずで、再生可能エネルギーの推進と景観等の問題がぶつかった際、このような「強制力のないもやっとしたガイドライン」のまま進めるのが良

いのか、それとも条例でしっかりと規制をかけるべきなのか、市の考えを教えてくださいいただけますか。

●会長

はい。この点はどうですか。

●事務局

まず、ガイドラインはあくまで「お願いベース」ですので、法的に事業を強制的に止める権限はありません。問題があれば市から指導を行うに留まります。

市としても、しっかりとした規制を行うためには「条例の制定」が必要だと考えており、現在準備を進めています。しかし、条例は公布から周知期間を経て施行されるため、9月頃に制定したとしても来年の4月頃になってしまいます。

それまでの間、無防備な状態のまま放置するわけにはいきませんので、まずは、「網走市としてはこう考えている」という明確な意思表示（ガイドライン）を先行して打ち出し、事業者に配慮を求めていく。その先のステップとして強制力のある条例へとつなげていく、というロードマップを描いております。

○委員

よく分かりました。後手後手になってニュースで取り上げられるような事態にならないよう、ぜひしっかりと進めてください。

●会長

他にこの7条でご意見ある方はいますか。

●アドバイザー

まず1点目は、第1項と第2項の「異常時や災害時の措置」についてです。事業者が対策を講じるのは当然ですが、その内容を「市へ報告する・共有する」という規定がありません。ですので、例えば前段の第3条（市との情報共有）の規定に、「想定外の事態や自然災害が発生した場合」にも適宜連絡・報告する旨を書き加えておくのが良いのではないのでしょうか。

2点目は、第7条第4項の「事業譲渡による承継（事業者の交代）」についてです。まず、承継した事業者の市長への届出のタイミングについては、「事業譲渡等により太陽光発電事業を承継した事業者は、『できるだけ早く』その旨を市長に届け出てください。」といったような、届出のタイミングについての追記をしたほうがよいと思いました。また、新しい事業者に「市長への届出」を求めるだけでは少し不安です。例えば将来の廃棄費用などについて、前の事業者が住民と約束していたにも関わらず、新事業者が「そんな約束知らないよ」と逃げてしまう事態は防がなければなりません。ガイドラインの内容や住民との約束事項が、新しい事業者にも確実に引き継がれ担保されるような仕組みを検討したほうがよいのではないのでしょうか。

●会長

まず1点目、第3条の「適時に」という部分に、「非常時・自然災害の発生時」などの連絡のタイミングを具体的に追加すること。

そして2点目、第7条の第4項（事業承継）については、届出のタイミングを追記し、「事業譲渡等により太陽光発電事業を承継した事業者は、『速やかに』その旨を市長に届け出てください。」といった内容に修正すること。

また、ガイドラインの内容や住民との約束事項の遵守については、第2条3項の記載で「事業者とは太陽光発電事業を行う者及びその承継人」と定義されているため、承継人であっても当然のようにガイドラインを遵守してもらおうという認識でよ

ろしいか。

●事務局

はい。その認識でよろしいです。

●会長

アドバイザーよろしいでしょうか。

○アドバイザー

よろしいです。

●会長

続いて、第8条について皆さんどうでしょうか。

○委員

第8条の冒頭に「周辺住民等に説明する」とありますが、この「周辺住民」というのは具体的にどこまでの範囲を想定しているのでしょうか？」

●事務局

同条の第4項に周辺住民等の規定について記載しており、出力によってその周知範囲を規定しております。

○委員

この基準については、どう設定されているのでしょうか。

●事務局

再生可能エネルギー特措法の施行規則に書いている内容を、準用させていただいております。

●会長

他にありませんでしょうか。

○委員

住民説明会については義務化することはできないんですか。また、後からパネルを追加・変更した際にも再度説明させるべきだと思いますし、そうした協議の記録を一般市民が閲覧できるようにできないのでしょうか？」

●事務局

まず義務化についてですが、規模の小さいものまですべて説明会の開催を義務付けてしまうと事業者への負担が大きすぎると考慮し、規模によっては「文書の配布」でも可とする規定を設けております。また、記録の閲覧についてですが、市としては事業者から協議結果の報告は求めますが、詳細なやり取りはあくまで「事業者と周辺住民様との間の協議」であると認識しております。

●会長

委員がおっしゃった「後からパネルを追加設置した場合」ですが、条文上「設置しようとするときは」とあるため、追加であってもこれは「新たな設置」として読めます。つまり、1回説明したから追加の時はもういいよ、というわけにはいかず、再度この手続きが必要になるという整理になります。

●会長

他に何かございますか。

○アドバイザー

まず第5項です。国の法律では周知のタイミングは「認定申請の前」ですが、このガイドラインではさらに前段階の「立地の検討段階」で周知することを求めています。これは非常に画期的です。次に第8項です。1000kW以上のメガソーラーの住民説明会には「市の職員が出席する」とあります。巨大な事業者と知識のない住民との間には必ず情報格差が生まれますから、市が間に入って公平な場を保つのは大変素晴らしいことです。

○委員

第6項に「周辺住民等の意見に合理性がある場合には計画を修正する」とありますが、例えば住民が意見を出しても、事業者側が「その意見に合理性はない」と突っぱねてしまった場合はどうなるのでしょうか？

●事務局

そうしたトラブルになった場合は、市に相談していただく形になります。市が双方の言い分をしっかりと伺いした上で、何をもって「合理性」とするか判断し、対処することになります。

●会長

第7項に、「周辺住民等からの質問又は意見、事業者の応答及び計画の修正の対応関係を整理した書類を作成し、市長に提出する」と規定されています。市はこの書類の記録を客観的に見て、「住民の要望には合理性があるのに、事業者が何の対応もしていないのはおかしいのではないか」と指導することができます。この書類の提出義務が、住民の意見を守るための一定の担保として機能していると評価できます。

○委員

第6項について、「周辺住民は書面等で事業者に意見や質問を提出できる」とあり、そもそも禁止されてないと思いますが、あえてガイドラインに明記した意図は何でしょうか？」

●事務局

ガイドラインにしっかりと謳うことで、市民の皆様に対して「そういった手段も使えるんですよ」と周知する意図がございます。

●会長

要するに、会場で直接言えるのはもちろんですが、そこで言いそびれたことや後から気付いたことも書面やメールで伝えて構わないということですね。

●会長

続いて、第9条の廃棄費用の確保について何かございますか。

○委員

前回のお話に出てました神戸方式。それに加えて不足分は、足りない分は市が積み立てるといような方法とかは取れないものでしょうか。

●事務局

具体的な制度については、将来の条例化に向けてさらに詰めていく課題だと考えております。今回のガイドラインはあくまでお願いベースですので、まずは事業者
に「将来の廃棄費用の確保」を求める内容としております。

○委員

はい。分かりました。

●会長

第2項を見ると、「事前に確保できない場合は、○年以内に計画的に積み立てていくことを市長と約束する」とありますね。最初から全額用意させるのは負担が重すぎるため、少し猶予を与えている規定かと思いますが、この「○年」というのは具体的にどれくらいの期間を想定していますか？

●事務局

短くて5年、あるいは10年といった期間で計画的に積み立てていただくことを想定しています。

●会長

設置工事にお金がかかるし、将来の廃棄費用もその時点で用意しとかなきゃいけない、取り分けておかなきゃいけないというと事業者の負担も大きいので、そこで第2項を用意しているという認識ですかね。

●事務局

おっしゃる通りです。事業者への負担を考慮すると、なるべく長めに設定した方が
良いという認識でおります。

●アドバイザー

第2項について、「太陽光発電施設の開始から○年以内」とありますが、この「開始」というのは、運用の開始なのか、発電の開始なのか、それとも工事の着工なのか、少し曖昧だと感じます。

●会長

「設置から」という認識でよろしいかと思います。発電の前であっても、パネルを設置してしまっ
た時点から事故等のリスクは発生し得るわけですから、「施設の設置から○年以内」という意味合
いで捉えるべきかと思います。事務局いかがですか。

●事務局

はい。そのような認識でよろしいです。修正いたします。

○アドバイザー

先ほどの「設置から○年以内」という表現ですが、太陽光パネルの工事は、事前の造成や木の伐採などを含めると1~2年がかりになることもあります。この「設置」というのは、工事の「着工」のことなのか、それとも「完成」した時のことなのか、はっきりさせるべきだと思います。

●会長

この点を整理するには、そもそも「廃棄費用」がどこまでの作業を含んでいるかを決める必要があります。事務局、この費用というのは「パネル等の施設を取り除

く撤去費用」だけですか？ それとも「土地を元の状態に戻す（原状回復の）費用」まで求めているのですか？」

●事務局

当初の想定としては施設の撤去のみで、原状回復までは求められないのではないかと考えておりました。

●会長

「もし「原状回復」まで含めるのであれば、造成等の外部影響が発生する「着工時」を起算点にすべきでしょう。逆に「撤去のみ」で土地の回復を問わないのであれば、パネルが完成した「竣工時」からで良さそうですね。

○アドバイザー

この点について、次の第10条（事業廃止時の対応）にも絡むのですが、撤去費用について、「パネルだけ取り去って終わり」では不十分だと感じます。コンクリートの架台などが残って土地が穴ぼこだらけになれば、たとえ地主が良くても、防災上や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があります。ただ、私自身も「原状回復」という言葉は法律上非常に厳しく、いつの時点に戻すのか難しいと認識しています。ですので、全く元通りとまではいかずとも、少なくとも「生活環境や防災上問題がなく、周辺に迷惑がかからない安全な形で撤去する」ところまでの費用を担保させるべきではないでしょうか。

●会長

この課題については一旦持ち越しとしましょう。

○アドバイザー

現在の国のFIT制度では、売電収入の中から廃棄費用（1kWあたり1円程度）が源泉徴収のように差し引かれ、国の方で積み立てられる仕組みになっています。すでに国レベルで費用が確保されているこれらのFIT施設について、このガイドラインではどのように扱うお考えでしょうか。

●事務局

市といたしましては、第9条の規定は「FIT制度によらない独自の事業者（非FIT施設など）」に対して、廃棄費用をきちんと考慮・確保してくださいとお願いするためのものと認識しております。

○アドバイザー

であれば、ガイドラインの条文に「ただし、すでに廃棄費用が確保されている場合（FIT対象など）はこの限りではない」といった、適用除外の一文を明記しておく必要があると思います。

●会長

続いて、第10条の「廃棄措置等」についてです。先ほどの石井先生のご指摘の通り、「単なる施設の撤去」だけでなく、「周辺環境に迷惑がかからない、安全な状態までの原状回復」というところまで読み込めるように書く、というイメージでよろしいですか。

●事務局

はい。第9条の内容と合致するような形で整理をしたいと思います。

●会長

この第9条・第10条の具体的な文言修正（修文）については、そのためだけにもう一度集まるのも大変ですので、私と笹木副会長とで文案を練らせていただき、後日皆様に共有して「完成（市への答申）」とする段取りで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●事務局・委員

はい。（了承）

●会長

本日オブザーバーにも出席していただいているので、何かコメントとご意見等があればお願いします。

○オブザーバー

特段の異論はございません。ガイドラインを6月頃に施行し、9月頃に条例を制定するというスケジュールはかなりタイトですが、今回このガイドラインで内容をしっかりと固め、その趣旨を踏襲しながら条例化へと繋げていくのは非常に良い進め方だと思います。市には条例化に向けて引き続きご尽力いただきたいです。

●会長

本ガイドラインは公表から1～2ヶ月の周知期間を置き、条例については制定から半年程度の周知期間を置いて来年4月の施行を目指す、というイメージでよろしいですか。

●事務局

今後の調整次第ではありますが、一般的にはそうした期間が必要になると想定しております。

●会長

では最後に次回のスケジュールについて事務局からお示しいただければと思います。

●事務局

今回は5月11日（月）の夕方頃を予定しております。会場につきましては、別途調整の上、改めて皆様にお知らせいたします。

○委員

次回の検討会議はどういう内容になりますか。

●事務局

今回でガイドラインの策定に目処がつきましたので、次回からは「条例化」に向けた議論に入ります。今後作成していく条例の骨子となる項目の洗い出しや、市として課題となっている部分をどう条例に盛り込んでいくかについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

●会長

最後に私から1点ご報告です。実は会議の直前に「意見書」の提出をいただいておりますが、会議直前であったため内容を消化しきれず、本日は議題として取り上げることができませんでした。この意見書につきましては、次回以降の「条例検討の段階」で、どのように扱うかを改めて議論していきたいと思っております。

●事務局

それでは、以上持ちまして第4回検討会議を終了いたします。

4. 閉会